

## 宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会設置要綱第8条の規定に基づき、宇部市・山陽小野田市水道事業広域化検討委員会（以下「検討委員会」という。）の会議運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(基本方針)

第2条 検討委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として、公開とする。ただし、委員長と副委員長の合議により非公開とすることができる。

2 会議は、公平かつ公正に運営されなければならない。

(議長の責務)

第3条 議長は、迅速かつ効率的に会議を運営することに努めなければならない。

2 検討委員会の委員（以下「委員」という。）は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に努めなければならない。

(会議の開会及び閉会)

第4条 会議の開会及び閉会は、議長が宣言する。

2 委員は、議長の許可を得た後に、発言するものとする。

(傍聴)

第5条 会議の傍聴について必要な事項は、検討委員会の委員長（以下「委員長」という。）が別に定める。

(会議録の調製等)

第6条 議長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催日及び場所

(2) 出席者及び欠席者の氏名

(3) 会議事項

(4) 会議経過

(5) 前各号に定めるもののほか、議長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録は、議長の確認を受け、これを保管するものとする。

4 会議録は、前項に定める確認をした日をもって確定する。

(会議録の公開)

第7条 会議録に対する情報公開請求については、宇部市情報公開条例及び山陽小野田市情報公開条例の規定に基づき処理する。

2 前項の処理においては、その都度、委員長と副委員長で調整する。

3 情報公開請求以外の会議録の公開については、委員長と副委員長で協議し、決定する。

(規律)

第8条 何人も、会議中は、みだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。

附 則 (第二次改正)

この要綱は、平成30年8月6日から施行する。

附 則 (第三次改正)

この要綱は、平成30年11月26日から施行する。

附 則 (第四次改正)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (第五次改正)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。